

## 認定審査会の 諮問方法改善

県が表明

水俣病認定をめくり、伊藤運雄  
県衛生部長は二十二日、県議会公  
害対策特別委員会で「今後は公害  
被害者認定審査会に対する諮問の  
方法を改めたい。環境庁の意向通  
り新潟水俣病の新潟県と検討し、  
両県で同じ諮問の形をとることに  
なろう」と次のように述べた。

環境庁裁決前は公害被害者認定  
審査会に対し「水俣病」と「そう  
でない者」の二通りの答申をする  
よう諮問してきた。今後は「疑わ  
しい者」も救済の対象になるた

め、当然この諮問の仕方を変えな  
ければならない。環境庁の意向に  
従い、新潟県と検討したうえで両  
県で同じ諮問方法をとることにな  
ろう。